こしがや公共交通ガイドマップに掲載する広告に関する基準

（趣旨）
第１条　この基準は、市が作成するこしがや公共交通ガイドマップに掲載する広告（紙媒体、電子媒体）について、越谷市広告掲載に関する要綱（平成１８年告示第２４３号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（広告の位置）
第２条　広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

（広告の掲載規格）
第３条　広告の掲載規格は、次の各号に掲げるところによる。
（１）　１号広告　縦４．５㎝×横９㎝
（２）　２号広告　縦４．５㎝×横１８㎝

（掲載する広告数）
第４条　掲載する広告数は、１号広告の規格で６区画分とする。

（広告掲載料）
第５号　広告掲載料は、１回１区画につき、１号広告は３０，０００円、２号広告は、６０，０００円とする。

（広告掲載料の還付）
第６条　納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは還付する。

（広告内容）
第７条　広告主は、広告の内容及びデザイン等がこしがや公共交通ガイドマップのイメージを損なうことのないよう、市都市計画課と調整しなければならない。

（その他）
第８条　この基準に定めがあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則
この基準は、平成２８年５月２０日から施行する。